

公益財団認定及び博物館網走開館30周年記念
「財団法人網走監獄保存財団・シンボルマーク募集」要項

1. 募集の目的

財団法人網走監獄保存財団は、平成24年4月1日より新しい公営法人制度に基づく『公益財団法人 網走監獄保存財団』となる予定です。

奇しくも明年は、博物館網走監獄開館から30年の節目です。これを機に財団の特徴やイメージを象徴し、PR活動等に使用するシンボルマークを募集いたします。

2. 応募資格

プロ、アマ、年齢は問いません。どなたでも応募可能です。

3. 募集期間

平成23年12月15日より平成24年1月末日（郵送は締切日消印有効）

4. 決定作品の選考、発表

新シンボルマーク選考委員会による選考を行い、最優秀作品1点を決定し、本人に通知するとともに、ホームページにて公表します。（副賞として賞金5万円）
発表は、平成24年4月を予定しています。

5. 応募作品の内容

- (1) 財団や博物館網走監獄の趣旨とイメージを簡潔に表現したものとします。
- (2) 地図上で博物館の位置を示すため、縮小又はモノクロにて使用することがあります。この際にもデザインの形状が判別できることを条件とします。
- (3) 博物館網走監獄が保存しているシンボリックな施設 ①レンガ門、②五翼放射状平屋舎房や、かつての監獄で使われていた戒具③鉄丸（足に付けた鉄の球状の重り）、④連鎖（囚人をつないだ鉄の鎖）などをモチーフに使用していただいてもかまいません。（使用しなくてもかまいません）

5. 応募方法

- (1) 作品はA4版の白紙に作図し、作品の上下がわかるように、上側を↑で表してください。なお、A4版1枚につき、作品は1点とします。
- (2) 紙にて応募する場合は、作品の裏側に住所、氏名、年齢、職業、電話番号、メールアドレスおよび図案の趣旨を簡潔に記載して郵送してください。
- (3) 作品をパソコンにて作成した場合は、jpgもしくはgifファイルにして（2）の内容を添付のうえ、emailにて送付してください。なお、ファイル容量は2MB以内とします。
- (4) 応募作品は返却しません。

6. 応募作品の送付先

(1) 紙での提出（郵送もしくは持参）

〒099-24211 北海道網走市字呼人1番地の1

財団法人網走監獄保存財団内 『財団法人網走監獄保存財団・新シンボルマーク募集』係

TEL 0152-45-2411

(2) 電子データによる提出

E-mail info@kangoku.jp

もしくはCDに書き込んで上記（1）の住所に郵送、持参ください。

8. 備考

（1）最優秀作品は当財団のシンボルマークとして、印刷物等に使用し、PR等に活用します。

（2）一人で何点でも応募できますが、自作かつ未発表のもので、他に類似の作品がないものに限ります。

（3）最優秀作品の著作権、その他一切の権利は財団法人網走監獄保存財団に譲渡していただきます。権利の譲渡対価は副賞賞金をもって充てるものとします。

（4）応募作品の著作権等に関わるトラブルについては、応募者の責任により解決するものとします。

（5）最優秀作品については、色彩の変更も含めた保作・修正を行うことがあります。

（6）応募に伴う住所、氏名等の個人情報は本作品募集以外に使用しません。

※参考 博物館網走監獄が保存しているシンボリックな施設 ①五翼放射状平屋舎房、②や、かつての監獄で使われていた戒具③鉄丸（足に付けた鉄の球状の重り）、④連鎖（囚人をつないだ鉄の鎖）などをモチーフに使用していただいてもかまいません。（使用しなくてもかまいません）



五翼放射状平屋舎房（俯瞰）
（1912年完成、2012年は建築100年となる）



レンガ門



鉄丸（足に付けた鉄の重り）、連鎖、手錠など

その他、以下のものを参考にしてください。

- ・財団法人網走監獄保存財団情報公開ページ

http://www.kangoku.jp/about_us.html

トップページ > 財団を紹介、情報公開

- ・博物館網走監獄の運営理念

http://www.kangoku.jp/museum_policy.html

トップページ > 監獄秘話 > はじめに 北海道集

治監の誕生と網走監獄

- ・博物館網走監獄にて保存している旧網走刑務所建築物群の概要

<http://www.kangoku.jp/display.html>

トップページ > 展示施設

※ 参考

・財団法人網走監獄保存財団の事業の概要（公益認定申請書類より）

「網走刑務所の主に明治時代の歴史的建造物を文化財として移築復原し保存している。その他、北海道における行刑資料を収集し、複製保存し、建造物とともに広く一般に展示・公開している野外博物館を運営している。」

※網走刑務所は、明治23年3月釧路監獄所網走囚徒外役所として中央道路の開削工事のために創設された。明治政府は帝政ロシアからの北海道防衛のため、人口わずか631名の小さな漁村網走に1200名の囚徒と173名の看守を送り、明治24年4月網走から旭川までの220 k mの中央道路改作工事を北海道集治監網走分監（名称変更）に命じ、多くの犠牲者を出しながら僅か8カ月で完成させた。

明治27、28年の日清戦争を経て、明治30年以降中央道路を通りオホーツク圏の未開の内陸部に北の防衛を兼ねた屯田兵が入植し開拓の鍬が下され、この地域は飛躍的に発展した。その後、明治29年4月に分監から8 k mほど離れた肥沃な土地に、網走分監屈斜路外役所（現・網走刑務所二見ヶ岡農場）を創設し、農場刑務所として自給自足の道を歩みだした。

明治42年4月藁工場からの出火により庁舎・獄舎・工場・外堀などを焼失したが、明治45年3月に復旧工事が完成した。復旧した行刑施設は、昭和56年以降まで使われていたが、国から当財団が譲り受け、この貴重な文化財を移築復原し保存公開するため、野外博物館を設置、運営し後世へと末永く伝承する事業を行っている。

これらは、単に文化遺産の共有のみに留まらず、不特定多数の者に歴史の指針を与え、その知られざる北海道開拓の歴史を伝え、社会文化における利益の増進寄与することを目的にしている。

・財団法人網走監獄保存財団の目的及び事業（財団新定款より）

「この法人は、網走刑務所の旧構築物を文化財として保存するとともに、北海道における近代行刑資料を広く公開展示する事業を行い、もって本道の教育文化の発展に寄与することを目的とする。

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 網走刑務所の旧構築物を文化財として保存すること。
- (2) 北海道における近代行刑資料を収集し、複製し、および保存すること。
- (3) 北海道における近代行刑資料の普及に関する各種行事の実施。
- (4) 網走刑務所の明治、大正期における矯正作業を紹介し、広く体験させること。
- (5) その他、公益目的を達成するために必要な事業。」